

災害時医療について問う



自由民主党
しもむら 緑

問 大地震が発生した場合、初動医療体制で非常に重要となってくるものが**トリアージ**である。本区では7つの病院でトリアージポストが設置され、傷病者の重症度と緊急性に応じた救護が行われる計画となっている。区民の皆様にも早くトリアージの概念と緊急医療救護所の周知を徹底することや、トリアージポスト設置病院間の連携や災害医療現場経験者からの**ヒアリング**機会の設定を要望する。また、陸路が絶たれた場合、傷病者の搬送手段は、ヘリコプターや船の活用が大変有効であると考えるがどうか。

答 区では実践的な災害対応訓練を、医師会等の各関係団体と実施し、医療救護活動の課題抽出を行った。この訓練を活かし、災害医療現場に混乱が生じぬよう、トリアージの仕組みや緊急医療救護所の役割について様々な機会を捉えて周知を図る。災害医療現場の経験者への**ヒアリング**に努め、災害弱者への対応も含め検討し、医療救護関係者とも情報を共有しながら連携を図る。陸路が絶たれた時の搬送手段については、国や都等との連携により道路啓開等、様々な手法で確実に対応し、舟運活用についても有効な方法を検討していく。

問 海外の現地校からの転入の場合、健康診断票など関係書類の送付がないこともある。学校での感染症予防のため、差別・偏見に十分配慮しつつ、保護者への入念な聞き取りや、入学前の健康診断等の受診を積極的に促すべき。

答 義務付けはできないが、入念な聞き取りや必要性を理解してもらい、受診を促すよう感染症予防対策を行っていく。

すみだ郷土文化資料館の運営について



都民ファーストの会
渋田 ちしゅう

問 すみだ郷土文化資料館は交通の便が良いとは言えない場所にあるが、江戸東京博物館・すみだ北斎美術館・刀剣博物館等が両国地域にまとまっている状況に対する提案がある。今年はすみだ郷土文化資料館開館20周年イベントがあるが、来年以降、区内の神社仏閣等から一点ずつ文化財を借りて、毎年同じ時期に区内の文化財の展示会を企画してはどうか。各町会に宣伝したり、区内の小・中学校の社会科見学にもなるがどうか。

答 本年度は、区役所で三囲神社の文化財をテーマとした展示をしたほか、秋には、すみだ郷土文化資料館においても、明治150年関連事業として隅田川神社所蔵の文化財をテーマとした企画展を予定している。来年度以降についても、貴重な地域資源である文化財を積極的に活用した企画展を行っていききたい。その際、区内関係部署と積極的にPRを展開するとともに、学校と連携し、社会科見学などより幅広い活動・周知を行っていく。

問 区内170町会・自治会で行っている実態調査において、地域差がある町会費に関する聞き方等を改めるべきだ。

答 回答される町会・自治会から不明な点があるとの意見があったため、次回からは調査票とともに基準を配付し、適切に対応する。

問 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中のパブリックビューイングについて、都の補助を受けながら、錦糸町駅や総合体育館などで区独自に行う考えは。

答 情報収集に努め、実施が可能であれば、補助金の活用も含めて、候補地などを検討していきたい。

厳しすぎる校則の改善を



日本共産党
村 本 ひろや

問 学校の校則で下着や靴下の色を指定するなど、厳しくて理不尽すぎるものはいくつか見られ、問題にもなっている。校則に対し保護者からの意見を聞いてもらえなかったり、子どもたちが声をあげにくい状況もある。境では、自主性を育むことを阻害することにもなる。区立学校の校則について、教員や生徒、保護者が話し合う環境が作られ、社会通念等に見合う合理的な校則となる必要があるがどうか。

答 現在、区立学校の校則に社会通念に照らして理不尽と思われるものはないが、校則を守らせる一律的な指導によって、児童・生徒や保護者に誤解を生じさせている可能性も考えられる。指導の中で、校則等の意味や意義を十分に伝え、理解を図ることが重要である。また、各校の特色や伝統などを尊重し、時代や社会情勢の変化等を踏まえ、保護者や地域等の意見も聞きながら見直しを図っていくことも大切であると考える。

問 部活動の過熱化や保護者の負担改善に向け、スポーツ庁や都の方針を参考に、区の実態に即したガイドラインを策定すべきである。

答 スポーツ庁のガイドラインを参考に、休養日の適切な設定等を各校に伝えるときともに、区の部活動ガイドライン策定作業を進めている。

問 本区でも手話言語条例を制定し、手話の普及を図っていくことが求められている。この検討状況と今後の見直しについて伺う。

答 障害当事者を主な委員とした検討会を立ち上げた。今後、手話を含めた意思疎通支援に関する条例制定を検討し、今年度中にまとめていく。

特別委員会の活動

災害対策特別委員会

〔5月9日〕

墨田区地域防災計画（平成29年度修正）の概要について

墨田区地域防災計画（平成29年度修正）の概要について、説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。

地震に関する地域危険度測定調査（第8回）について

地震に関する地域危険度測定調査（第8回）について、説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。

〔7月23日〕

大阪府北部を震源とする地震による被害と墨田区の対応について

大阪府北部を震源とする地震による被害と墨田区の対応について、説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。

用語の解説

*フレイル

加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下し、生活機能障害、要介護状態、死亡などの危険性が高くなった状態のことをいう。

*トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、医師や救急救命士などが、傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。また、トリアージを行う場所をトリアージポストという。

避難場所の指定見直しについて

避難場所の指定見直しについて、説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。

平成30年7月豪雨について

平成30年7月豪雨について、説明を聴取し、質疑・意見交換を行った。

議会改革特別委員会

〔5月15日〕

議会基本条例の条文案について

条例の「前文」と保留及び暫定の条文について、協議を行った。

〔7月19日〕

（仮称）議会基本条例制定までの行程表（案）等について

条例制定までの行程表（案）及び条例の構成の再検討について、調査・検討を行った。

議会基本条例（仮称）についてパブリック・コメントを実施します

議会改革特別委員会では、議会の基本的事項を定める議会基本条例の制定を目指して、調査・検討を重ねています。この条例に区民の皆さんの意見を反映するため、10月1日から31日までパブリック・コメントを実施する予定です。意見の提出方法等については、今後、ホームページ等でお知らせします。

行政調査の受入状況（平成30年上半期）						
墨田区議会では、議会関係者の行政調査の受入れを積極的に進めています。 平成30年上半期は、20自治体が行政調査に訪れました。						
来訪日		自治体名／調査項目	来訪日		自治体名／調査項目	
1月	16日	東京都足立区	3月	27日	長野県	
		介護予防・日常生活支援総合事業（住民主体による支援）について			すみだ北斎美術館の概要について	
	17日	岐阜県関市	4月	17日	愛媛県今治市	
		中小企業の振興について			・議会運営について ・議会活性化の取り組みについて	
	22日	熊本県長洲町	26日	大分県大分市	障がい者の就労移行支援事業について	
		すみだ地域ブランド戦略の推進について				
2月	24日	広島県呉市	5月	10日	広島県尾道市	
		中小企業振興基本条例について			防災対策の推進（特に向島地区の防災対策と防災の取り組みをきっかけとしたまちづくり）について	
	26日	千葉県浦安市		14日	福岡県春日市	重症心身障害者への支援について
		分譲マンション施策全般について			15日	愛媛県小牧市
3月	31日	広島県三原市	16日	千葉県銚子市	観光振興プランの推進について	
		すみだオレンジかるた（すみだ認知症サポートかるた）事業について		23日	香川県観音寺市	外国人観光客の受入促進について
	5日	愛知県犬山市		23日	広島県呉市	女性の防災対策懇談会での取り組みについて
15日		愛知県豊橋市	6月		1日	静岡県静岡市
		すみだ北斎美術館の果たすまちづくりの役割について				すみだ北斎美術館について
6日	東京都大田区	26日		岡山県総社市		公立夜間中学校文花中学校について
	すみだ北斎美術館について					
	岡山県総社市					

常任委員会の活動

企画総務委員会

開会日 6月25日(月)
6月29日(金)
案件 議案7件、陳情2件
報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区総合運動場施設整備
工事請負契約

墨田区総合運動場施設整備工事を施行するもの

予定価格との差異は

問 予定価格より1億8000万円ほど安くなったが要因は。
答 一般競争入札であるため、競争の原理が働いたと考えている。

可決
負担付贈与の受入れについて

都から無償で借り受けている、六間堀児童遊園外3か所の土地について、20年間児童遊園又は区民広場の敷地として使用することを条件に贈与の申出があったので、これを受け入れるもの

有効な利用の仕方を

問 贈与された公園を子育てしやすい環境として、多少なりとも手を入れる必要があるのではないかと。
答 計画的に考えていくことが前提だが、利用者目線という中で、本区らしい公園等について常に考えながら整備していきたい。

採択
同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情

区において、同性同士で生活する者も家族として扱う「パートナーシップの認証制度」などの導入検討と、性的アイデンティティ、性的指向による差別を許さない啓発を求めるもの

制度導入や啓発の動きが広まっている

意見 こうした陳情が提出された事実を受け止め、区の施策に取り組んでいくことが求められている。

採択
「見た目問題」に関する陳情

区において、「見た目問題」に関し区民等への啓発と相談窓口の設置及び庁内連携体制の整備並びに、実態把握と施策の検討を求め、また、国においても実態把握し、カツラ・エビテーゼ等の助成金創設や就職差別の禁止等、施策を検討するよう、意見書の提出を求めるもの

積極的な働きかけを

意見 区は、いかなる差別をなくしていくために取り組むべき。まずは、国等に対し積極的にこの問題を働きかけることが大切である。

「見た目問題」が存在しない社会を

意見 このような問題に悩んでいる人の声を聞き、どのような対応ができるのかを寄り添って考える区政を求めたい。

「見た目問題」とは？

顔や身体に生まれつきあるアザや事故や病気による傷、やけど、脱毛など、「見た目外見」の症状がある人たちが、「見た目」による差別や偏見などによって生じる問題をいう。

地域子ども文教委員会

開会日 6月20日(水)

案件 議案2件、報告2件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
すみだ生涯学習センター条例
(全部改正)

すみだ生涯学習センターの設置目的を見直すほか、その管理を指定管理者に行わせる場合の指定管理者の指定の手続、管理基準、業務の範囲その他必要な事項を定めるため、すみだ生涯学習センター条例の全部を改正するもの

すみだ生涯学習センター別館廃止に伴う機能の変更は

問 この条例はすみだ生涯学習センター別館を廃止し本館に統合するものだが、これに伴って廃止または新設される機能は何か。
答 本館を改修し、別館の機能をほぼ集約する。本館には新たに交流ラウンジ、活動支援室、学習相談コーナーを設置する。

可決
東向島児童館分館の指定管理者の指定について

平成30年10月1日から平成32年3月31日まで、一般財団法人本所賀川記念館を指定管理者に指定するもの

施設の安全対策は

問 東向島児童館分館にはクライミングウォールなどが設置されるが、事故によるけがの心配もぬぐえない。安全対策と、事故が発生した場合の対応は。

答 クライミングウォール付近の床材に弾力性のあるものを使用する。指定管理者には賠償責任保険や傷害保険への加入を求め、区も設置責任者として十分な説明等に努めていく。

報告
荒川緑地フィールドハウスの運営方法の見直しについて

予算特別委員会での指摘を踏まえ、開館日・開館時間の縮減及び集会室の供用停止等、当該施設の運営方法の見直しを図ったことについての報告

管理費はどの程度圧縮できるのか

問 施設の機能を一部停止することとなったが、当初、年間500万円程度計上されていた管理費はどの程度圧縮されるのか。
答 4月から開館時間を短縮し、6月以降平日は閉館することとしており、管理費は年間150万円程度に圧縮できると試算している。

報告
大阪北部地震に伴う教育委員会への対応について

平成30年6月18日に発生した大阪北部地震で、小学生がブロック塀の下敷きになり死亡した事故が発生したことに伴う本区のエデュケーション委員会のこれまでの対応と今後の対策についての報告

子どもが関わる施設についても点検を

問 今回、学校施設のブロック塀の点検を行ったが、保育園や児童館等、子どもが関わる施設についても早急に点検を行うべき。
答 区立保育園・児童館は職員の目視による点検を行った。改修等が必要と判断された箇所については早急に対応する。また、私立保育園・幼稚園に対しても働きかけをしていく。

産業都市委員会

開会日 6月22日(金)

案件 議案2件、陳情1件
報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(一部改正)

本条例の適用区域として、東京都市計画文花二丁目南地区地区整備計画区域を追加するとともに、同区域における建築物の制限等を設けるほか、旅館業法の一部改正により引用条文に移動があることに伴い、所要の規定整備をするもの

並木道の整備を

問 花王株の事業所の南側や西側の歩道部分は並木道のようなしつらえにしたらどうか。
答 まだ具体的な話は決まっていないが、一体感をそこなわないよう、歩道との関係性を考慮したい。

可決
災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例(一部改正)

本条例が準拠している非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、扶養親族加算額を改めるもの

有利となる区民が増えるのか

問 この改正によって、有利となる区民は増えるのか減るのか。また、今後増えていく予定なのか。
答 今の社会状況を踏まえると、今後は一定のメリットの方が大きい

いのではないかと理解している。

採択
都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する陳情

都営住宅におけるペット飼育の実態調査の実施及び、巡回指導や糞尿対策の強化、ペット飼育のあり方の検討をするよう、都に対し意見書の提出を求めるもの

願意は当然のこと

意見 東京都住宅供給公社が発行する「入居のしおり」にもペット禁止と書かれており、それを理解したうえで入居している。また、今後の課題として様々な検討の必要性についても理解できるため、採択としたい。

ペットとの共生は重要

意見 公営住宅でもペットとの共生を可能とするためのルール等が必要と考える。本陳情に一定の理解はできるが、基本的にペット飼育をやめさせる内容なので、不採択としたい。

報告
道路・公園照明灯LED化事業(リース方式)の実施について

平成32年末以降、水銀ランプの製造等が禁止となることから、道路・公園照明灯のLED化を進める必要が生じたため、10年間の包括的リース方式により整備を図ることについての報告

私道防犯灯への対応は

問 今回10年間リースされるということだが、10年経過した後はどうなるのか。
答 製品保証がおおむね10年とされているため、新しいリース契約を締結し継続していく。

区民福祉委員会

開会日 6月21日(木)

案件 議案3件、報告4件

◆主な審査状況を紹介します。

可決
墨田区特別区税条例等(一部改正)

地方税法等の一部改正等に伴い、区民税について給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替等をするほか、たばこ税の税率を引き上げるとともに、加熱式たばこの課税方法を見直すもの

福祉施策等への影響は

問
税が変わることによって、保育料や保険料等が変わることが考えられるが、具体的な影響は。

答
税制改正大綱において、各省庁は不利益等が生じぬよう、措置を講ずることとされている。また、各省庁で影響について検討に入っているが、詳細は明らかにされていない。

可決
改正)
墨田区介護保険条例(一部改正)

介護保険法施行令の一部改正により、引用条文が改められることに伴い、所要の規定整備をするもの

規定整備の具体的な内容は

問
この条例は、保険料の第6段階の所得要件を定めているが、規定整備の具体的な内容は何か。

答
介護保険では、所得の指標として、合計所得金額を用いている

が、この額は、不動産を譲渡した場合の売却収入について、税法上の特別控除が効かないため、当該売却収入は所得として合計所得金額に含めないような規定整備となっている。

可決
墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例(一部改正)

介護保険法施行規則の一部改正により、指定地域密着型サービスの事業のうち看護小規模多機能型居宅介護事業の申請者の資格に係る基準が改められたことに伴い、所要の改正をするもの

区としてもフォローを

意見
今回の要件緩和によって、病床を有する診療所も申請者となることが可能となったが、安定的に事業を運営するために、区としてフォローしてほしい。

報告
旅館業及び住宅宿泊事業への対応について

6月15日施行の住宅宿泊事業法の施行に伴い、旅館業法施行条例及び同条例の施行等に関する規則の改正を行うことを報告

違法民泊業者への対応は

問
住宅宿泊事業法に基づく営業許可を取得することは難しく、違法民泊業者が隠れて営業を続けることが懸念される。区としては、違法民泊を許さない体制作りについての考えはあるのか。

答
戸建であればすぐ分かるが、集合住宅の中の一室を使われる、オートロックや管理人が常駐していない場合、調査が進みにくい。近隣の方からの情報が一番解決に近づくので、頼りになっている。

意見書

都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書

現在、都営住宅の入居に当たっては、魚及び小鳥等の小動物を除いて、ペット飼育を禁止しており、これを確約させるため、新規入居者に対し確認書に署名及び捺印を求めています。

しかし、現状では、居室内外におけるペット飼育が横行しています。これに対して、都営住宅の管理を受託している東京都住宅供給公社は、団地内にペット飼育禁止についての張り紙や戸別に訪問して指導していますが、これに応じる入居者はごくわずかです。

法的には、ペット飼育の禁止に違反しているとの理由だけでは「信頼関係が破壊」された場合に当たらず、東京都が入居者に対して、建物退去・明渡し請求することは困難だと思われますが、東京都自らもペット飼育を禁止して確認書まで求めている以上、これを徹底させることは、行政への信頼を維持する観点から、必要不可欠の対応であると考えます。

他方で、独居高齢者等にとって、ペットが心のゆとりにつながることは理解でき、そのような観点から、昨今、ペット飼育が増えているものと推測されますので、ペット飼育による入居者間の紛争を回避する方法についての検討も必要です。よって、墨田区議会は、東京都に対し、次の事項について取り組むよう強く要望します。

- 1 都営住宅において、ペット飼育の実態に関する調査を行うこと。
- 2 都営住宅において、ペット飼育の禁止に関する巡回指導を強化すること。
- 3 都営住宅において、ペットの糞尿対策を強化すること。
- 4 今後の課題として、都営住宅において、ペットを飼育することができない棟と飼育することができない棟を分けるなど、ペット飼育のあり方について検討すること。

「見た目問題」に関する意見書

私たちの社会には、先天的又は事故及び病気等による後天的な理由で、人目に触れる部分に生じている特徴的な目立つ症状によって、様々な社会的困難を抱える人たちがいます。具体的な症状としては、顔や体に生まれつきあるアザ、事故や病気による傷痕、変形、欠損、まひ及び脱毛等があります。

彼らが直面する社会的困難とは、他者とは異なる見た目による侮辱、それを引き金とした自己肯定感及び自己効力感の低下、そして無業者化及び未婚化等、社会との断絶です。

日本には、「見た目問題」に関する公的な統計が存在しないため、正確な人数は不明ですが、イギリスの支援団体「Chang ing Faces (チェンジング フェイス)」が平成19年に実施した調査を参考にすれば、イギリスには「見た目問題」当事者が54万2000人いるとされており、日本の人口はイギリスの約2倍で、かつ、疾患の発生率に地域や人種による偏りは特に見られないことから、日本にはおよそ100万人、126人に一人の割合で「見た目問題」当事者がいると推測されます。

このため、日本においても、「見た目問題」に関する調査を行い、対策を講ずるなど、「見た目問題」当事者への対応を行う必要があると考えます。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、「見た目問題」の実態を把握し、その結果を踏まえ、特に先天的な「見た目問題」について、カット・エピテーゼ等に対する助成金の創設や就職差別の禁止等、「見た目問題」に関する施策を検討するよう、強く要望します。

旧優生保護法による不妊手術の被害者救済に関する意見書

昭和23年に施行された旧優生保護法は、知的障害や精神疾患を理由に本人の同意がなくても不妊手術を認めていました。同法は平成8年に障害者差別に該当する条文を削除して母体保護法に改正されました。

厚生労働省によると、旧法のもとで

不妊手術を受けた被害者らは約2万5000人です。このうち、本人の同意なしに不妊手術を施されたのは1万6475人と報告されています。

本人の意思に反して手術が施されたとすれば、人権上問題があります。また、同様の不妊手術を行っていたドイツやスウェーデンでは当事者に対する補償等の措置が講じられています。国内でも謝罪や賠償を求める動きが活発になっており、旧法のもとで不妊手術を受けた被害者らの高齢化が進んでいることを考慮すると、我が国においても早急な救済措置を講ずるべきです。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、次の事項について取り組むよう強く要望します。

- 1 国は、速やかに旧優生保護法に基づく不妊手術の実態調査を行うこと。
- 2 その際、都道府県の所有する「優生保護審査会」の資料などの保全を図るとともに、資料保管状況の調査を行うこと。併せて個人が特定できる資料について、当事者の心情に配慮しつつ、できる限り幅広い範囲で収集できるよう努めること。
- 3 旧法改正から20年以上が経過しており、関係者の高齢化が進んでいることから、的確な救済措置を一刻も早く講ずること。

国民健康保険制度改革に関する意見書

国民健康保険制度は、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療保険制度の根幹をなすものです。

本年度から国民健康保険の財政運営が都道府県単位化されましたが、国民健康保険制度が抱える構造的な問題の解決には至っておりません。国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、加入者一人当たりの医療費が高い

一方、低所得者が多いため保険料負担能力が低いという現状があります。また、多子世帯ほど保険料が高くなるという問題もあります。そのため、墨田区も含めほとんどの自治体が一般会計からの繰入れで保険料の負担を抑制しています。そのような中、国のガイドラインにお

いて、一般会計からの繰入れの段階的解消が掲げられ、保険料の大幅な引上げが危惧されます。さらに、墨田区においては、転出入率が高いこと等により、保険料徴収率の向上に関し厳しい環境下に置かれるなど、区単独の努力では解決し得ない課題があります。

よって、墨田区議会は、国会及び政府に対し、国民健康保険制度が安定的、持続的に運営できるよう、次の事項について強く要望します。

- 1 定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国民健康保険財政を強化充実し、保険料の負担軽減を図るため、必要な財政支援を行うこと。
- 2 低所得者へのより一層の保険料負担軽減を図るため、国の責任において必要な財政措置を講ずること。
- 3 多子世帯への支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、国の責任において財政支援を行うこと。

日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しに関する意見書

日本年金機構がデータ入力を委託した、株式会社SAY企画の入力漏れと入力誤りにより、本年2月支払い時の源泉徴収額に誤りが発生しました。しかも、当事業者は、契約違反である再委託まで行っていました。日本年金機構は、平成27年5月にもサイバー攻撃を受けて個人情報流出問題を起こしています。

ばく大な個人情報管理する機関が二度にわたって情報問題を引き起したことは、年金制度や個人情報保護制度の信頼を損ねる重大な問題です。複雑化した年金制度を正確かつ公正に運営しなければならぬ日本年金機構は、信頼回復のために情報セキュリティ対策を抜本的に見直すべきです。

よって、墨田区議会は、政府に対し、次の事項を取り組むよう強く要望します。

- 1 外部有識者の調査組織により本案の業務プロセスを徹底的に検証し、改善を図ること。
- 2 日本年金機構が保有する氏名、生年月日、住所、電話番号等の個人情報保護のあり方を再検討すること。

平成30年第2回定例会 議決議案等の審議結果											○賛成 ×反対
件 名			会派名等 ()内は会派所属議員数								議決結果
			自民党	公明党	共産党	新政会	きすな	墨田オ	新すみ	無所属	
			(12)	(7)	(5)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	
区長提出議案	条例	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		すみだ生涯学習センター条例	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
		墨田区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		災害に際し応急措置の業務に従事した者等に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		墨田区特別区税条例等の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		墨田区介護保険条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		墨田区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	契約	錦糸町第三街区消防設備改修工事等委託契約	○	○	○	○	○	×	○	○	可決
		すみだ生涯学習センター本館内部改修その他工事請負契約	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		墨田区総合運動場施設整備工事請負契約	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		特別区道墨122号路線整備工事請負契約	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		物品の買入れについて	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
	その他	負担付贈与の受入れについて	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		東向島児童館分館の指定管理者の指定について	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議員提出議案	意見書	都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する意見書	○	○	×	○	○	○	○	○	可決
		「見た目問題」に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		旧優生保護法による不妊手術の被害者救済に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		国民健康保険制度改革に関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
		日本年金機構の情報セキュリティ対策の見直しに関する意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
請願・陳情	陳情	都営住宅におけるペット飼育の禁止等に関する陳情	○	○	×	○	○	○	○	○	採択
		同性カップルの「パートナーシップの公的認証」に関する陳情	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
		「見た目問題」に関する陳情	○	○	○	○	○	○	○	○	採択

【次の会議日程(予定)】			
	会 議 名	開会時間	傍聴席
8月 8日(水曜日)	議会改革特別委員会	午前9時	17階
	議会運営委員会	午後2時	
8月 10日(金曜日)	議会改革特別委員会	午後1時	
8月 31日(金曜日)	議会運営委員会	午前11時30分	
9月 6日(木曜日)			
9月 7日(金曜日)	本会議(第3回定例会初日)	午後1時	19階
9月 10日(月曜日)	本会議		
9月 11日(火曜日)			
9月 13日(木曜日)	地域子ども文教委員会		
9月 19日(水曜日)	区民福祉委員会		
9月 20日(木曜日)	産業都市委員会		
9月 21日(金曜日)	企画総務委員会		
9月 26日(水曜日)	議会運営委員会	午前11時30分	19階
9月 28日(金曜日)	本会議(第3回定例会最終日)	午後1時	

※この会議日程は予定ですので、変更が生じる場合があります。

会 派 等 の 所 属 議 員		
略 称	会 派 名 等	所属議員名(五十音順)
自 民 党	墨田区議会自由民主党	沖山 仁、加藤 拓、木内 清、坂井ユカコ、坂下 修、佐藤 篤、しもむら緑、瀧澤良仁、田中邦友、中沢えみり、樋口敏郎、福田はるみ
		公明党 墨田区議会公明党
共 産 党	日本共産党墨田区議会議員団	あさの清美、高柳東彦、としま剛、はらつとむ、村本ひろや
新 政 会	すみだ新政会	あべきみこ、堀よしあき
き す な	地域連合「すみだの絆」	田中 哲
墨 田 オ	墨田オンブズマン	大瀬康介
新 す み	新しいすみだ	井上ノエミ
無 所 属	無所属の会すみだ	西村孝幸
都 フ ァ	都民ファーストの会墨田区議団	渋谷ちしゅう

※この会議日程は予定ですので、変更が生じる場合があります。

「すみだ区議会だより」を
ご自宅へお届けします

区議会では、新聞を購読していない個人の方を対象に、「すみだ区議会だより」を無料でお届けする戸別配布を始めました。ご希望の方は、申込書に必要事項を記入の上、直接または郵送、ファックス、Eメールで区議会事務局までお申し込みください。
※申込書は、区議会事務局、区民情報コーナー（区役所1階）、各出張所、コミュニティ会館、地域プラザ等で配布しているほか、区議会ホームページからも出力可能です。
【お問合せ】
区議会事務局（区役所15階）
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号
☎ 5608-6352 FAX5608-6415
Eメール：KUGIKAI@city.sumida.lg.jp



墨田区議会自由民主党

坂下 修



（略歴）議長、監査委員、議会運営委員長、墨田区基本計画調査特別委員長などを歴任。現在、企画総務委員長。
関東市議会議長会表彰（特別表彰）、東京都功労者表彰（地域活動功労）、墨田区功労者表彰・自治功労（功労章）、墨田区議会永年在職表彰などを受章。

墨田区議会自由民主党

瀧澤 良仁



（略歴）議長、監査委員、企画総務委員長、都市開発・災害対策特別委員長などを歴任。現在、議長。
総務大臣表彰、関東市議会議長会表彰（特別表彰）、東京都知事表彰（自治功労）、墨田区功労者表彰・自治功労（功労章）、墨田区議会永年在職議員表彰などを受章。

全国市議会議長会の特別表彰

5月30日の全国市議会議長会定期総会において、瀧澤良仁議員が区議会議員在職45年以上、坂下修議員が在職35年以上を迎えたことに伴って、永年在職議員として特別表彰を受けました。表彰された議員の略歴等は、次のとおりです。